

○長久手市男女共同参画審議会規則

平成 21 年 3 月 31 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長久手市の男女共同参画を推進する条例（平成 21 年長久手市条例第 1 号）第 21 条第 7 項の規定に基づき、長久手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、くらし文化部観光商工課において処理する。

(平 24 規則 13・平 25 規則 33・令 6 規則 14・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第33号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第14号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。